大阪市告示第1421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項において準用する同法第62条第１項の規定により、大阪都市計画公園事業の事業計画の変更の承認（令和８年国土交通省告示第1168号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第２項において準用する同法第62条第２項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和８年10月26日

大阪市長　　横　山　英　幸

１　送付のあった図書の写し

大阪都市計画公園事業

（５・４・32号大深町公園）

２　縦覧場所

大阪市住之江区南港北２丁目１番10号

ＡＴＣビルＩＴＭ棟４階Ｍ－４

大阪市建設局公園緑化部調整課

（計画調整局計画部都市計画課）